ニ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、2に掲げる業務を行うこと。

ホ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　参加事業者数が二十以上であること。

ロ　参加事業者の名簿を作成しており、かつ、その連絡先を保有していること。

ハ　自治体からの財政的支援、会員からの会費収入、自主事業による収入その他の適切な収入基盤を有していること。

ニ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

2　業務

一　本指針に定めた事項に関する普及啓発及び研修

イ　ロの研修事業等の成果について、セミナーの開催並びに会報及びウェブサイトによる情報の発信を図ること。

ロ　企業経営者又は実務担当者に対し、本指針に定めた事項に関する研修事業等（事業分野の振興のための講演会、経営者セミナー、次世代経営者勉強会、国内外の大学と連携した経営者育成プログラム、酒類販売管理研修等）を一年に一回以上行うこと。

二　当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等

売上高等についての事業分野の動向に関する調査、成功事例の調査、事業分野に関する海外の動向に関する調査その他の事業分野の発展に寄与する調査を一年に一回以上行っていること。

3　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における中小企業等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第6　適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類に定めるもののうち、大分類　I卸売業、小売業（小分類五三三石油・鉱物卸売業及び六〇五燃料小売業は除く。）に掲げるものとする。

○経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十八年七月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十八年財務省経済産業省告示第二号）は、同日をもって廃止する。

平成二十八年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること。	
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点を生かした事業を促進すること。	
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	一旦事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること。	
四	1　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第二号）に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者 3　中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者 4　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 5　事業承継を契機に、新たに経営多角化若しくは事業転換又は新たな取組を図る者 6　1から5までに該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること。	